

この保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

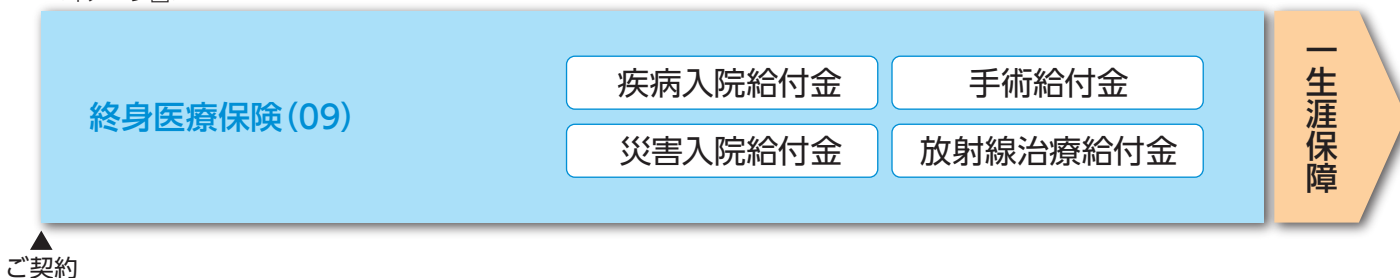
<主契約> 病気(ガンを含む)やケガの保障

特長1 病気・ケガによる入院・手術を一生涯保障します。

特長2 保険料は一生涯変わらず、解約された場合は払いもどし金をお支払いします。

※ご契約後短期間で解約された場合の払いもどし金は、全くない場合がございます。

<イメージ図>



主契約の保障内容

このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
病気により1日以上入院をしたとき	疾病入院給付金	入院給付金日額×入院日数	1入院120日限度、 通算1,095日限度
ケガにより1日以上入院をしたとき	災害入院給付金		
①入院中に手術を受けたとき	手術給付金	入院給付金日額×20	お支払限度は ありません。
外来で手術を受けたとき (①の手術給付金が支払われる場合を除きます。)		入院給付金日額×5	
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	入院給付金日額×10	60日に1回

※死亡したときは、責任準備金をご契約者にお支払いします。責任準備金は、保険料を払込んだ年月数または経過年月数によっては、少額となる場合があります。

主契約のお取扱い範囲

契約年齢	0歳～75歳
保険期間	終身
保険料払込期間	55歳/60歳/65歳/70歳/75歳満了、10年/15年/20年満了、終身
入院給付金日額	最低3,000円～最高30,000円(100円単位)
保険料払込方法	月払/半年払/年払
解約時の払いもどし金	解約された場合、払いもどし金がある場合は払いもどし金をお支払いします。
契約者配当金	この保険には、契約者配当金はありません。

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

※契約年齢などによってお取扱いできない範囲があります。

特約を追加することで保障をさらに充実させることができます。

先進医療

生活習慣病

女性疾病

退院後療養

特定疾患

3大疾病

右記の保障を希望されるお客さまにおすすめの特約です。

病気(ガンを含む)やケガの保障

ガンの保障

特約	このようなときにお支払いします	お支払金	お支払額	お支払限度
先進医療給付特約(12)*1	先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金	1回の療養につき、先進医療にかかる技術料と同額	1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度
	先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき、15万円	—
生活習慣病入院給付特約(09)*2	生活習慣病により1日以上入院をしたとき	生活習慣病入院給付金	生活習慣病入院給付金日額×入院日数	お支払日数に限度はありません。
女性疾病入院・手術給付特約(I型)	女性疾病により1日以上入院をしたとき	女性疾病入院給付金	女性疾病入院給付金日額×入院日数	1入院180日限度、通算1,095日限度
	①入院中に女性疾病により手術を受けたとき	女性疾病手術給付金	女性疾病入院給付金日額×20	お支払限度はありません。
	②外来で女性疾病により手術を受けたとき (①の女性疾病手術給付金が支払われる場合を除きます。)		女性疾病入院給付金日額×5	
女性疾病により放射線治療を受けたとき	女性疾病放射線治療給付金	女性疾病入院給付金日額×10	60日に1回限度	
退院後療養給付特約	退院したとき(主契約の入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に生存しているとき)	退院後療養給付金	退院後療養給付金日額×5	通算10回限度
特定疾患給付特約(03)	特定疾患を発病したと医師により診断されたとき	特定疾患給付金	特定疾患給付金額	1疾患1回限度
3大疾病診断給付特約(03)	ガン、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の状態になったとき	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中診断給付金	3大疾病診断給付金額	各診断給付金について1回限度
指定代理請求特約	ご契約者が被保険者の同意を得てこの特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わりあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。	—	—	—

*1 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

*2 対象となる生活習慣病:ガン、糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全。

※生活習慣病入院給付特約(09)と女性疾病入院・手術給付特約(I型)は重複して付加できません。

※お支払いの対象となる女性疾病、特定疾患について詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

付帯サービス



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

- 健康アプリ Health U
- 優待サービス 郵送検査キット
- 24時間電話健康相談サービス
- メディカルコンサルテーション
- 糖尿病サポートサービス
- 3大疾病サポートサービス

※「健康アプリ Health U」はアクサ生命、その他のサービスはサービス提供会社が提供します。上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

■生命保険募集人について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などをお支払いしない場合などの制限事項について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

■このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問合せ・担当者